

事業者の  
皆さまへ

# 事業所から出るごみを、 適切に処理できていますか？



事業所で発生したごみは、  
**排出事業者自らが責任を持って処理**しなければなりません。

適正にごみ処理を委託しても委託業者が不適正なごみ処理を行った場合には、排出事業者が責任を追及されることがあります。

## 産業廃棄物の標準的な処理の流れ

事業系ごみを適正に処理するために必要な情報について、**①適正な分別** から **④マニフェストの管理** まで説明していきます。



## チェックしてみてください!!

・分別：事業所からでるごみの種類を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：ごみの収集運搬・処分を委託している業者を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：契約を書面で締結している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：事業所から出たごみがどのように処理されているか知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：ごみ処理にかかっている金額を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・引渡し：マニフェストを交付している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・管理：マニフェスト・契約書を5年間保管している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

**1つでも「いいえ」にチェックが入ったあなた、自分が出したごみを他人任せにしていますか？**

## 正しいごみ処理のしかたを 動画配信中！

事業所から出るごみ処理のしかたを、わかりやすく動画にしました。廃棄物対策課HPに掲載しているほか、DVDの貸出も行っていきますので研修などでご活用ください。また、出張講座も随時受付しています。ご希望の方は **事業所指導担当(☎089-948-6959)** までご連絡ください。



詳しくは、  
松山市HPで検索


廃棄物適正処理 動画

検索

## ①適正な分別

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分かれます。  
 それぞれ処分先が異なりますので、下表を参考に分別し、適切な処分先へ  
 自ら運搬するか、許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託してください。



ごみの種類		処理先																		
産業廃棄物	法令で定められているもの 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、産業廃棄物を処分するために処理したもの	 <b>産業廃棄物処理業者</b>																		
	下記①～⑦のものは、業種により <b>産業廃棄物</b> (カッコ内が指定業種)となりますが、 指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、 <b>事業系一般廃棄物</b> となります。																			
事業系一般廃棄物	可燃物 ○生ごみ、残飯 ○リサイクルできない紙類 ・紙皿・紙コップ・500ml未満の紙パック類 ・使用済みの紙ナプキン・ティッシュペーパー ○落ち葉、草(土は取り除く) プラスチック類は混入させないでください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南クリーンセンター</td> <td>松山市市坪西町1000番地1</td> <td>089-971-8863</td> </tr> <tr> <td>西クリーンセンター</td> <td>松山市大可賀3丁目525番地6</td> <td>089-953-1153</td> </tr> </tbody> </table> <b>黄色透明袋に入れてください。</b>	処分先名	住所	電話番号	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1	089-971-8863	西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153									
	処分先名	住所	電話番号																	
	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1	089-971-8863																	
西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153																		
リサイクルできるもの ○紙ごみ(OA用紙、新聞・情報誌、段ボール、 500ml以上の紙パック類、 機密書類、本・雑紙)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>古紙問屋名(参考)</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛故繊維再生(株)</td> <td>松山市日の出町10-55</td> <td>089-943-0443</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(株)カネシロ</td> <td>松山市空港通5丁目7-2</td> <td rowspan="2">089-973-2480</td> </tr> <tr> <td>松山市北吉田町1293-1</td> </tr> <tr> <td>故紙リサイクルセンター(株)</td> <td>松山市鷹子町690-1</td> <td>089-976-4485</td> </tr> <tr> <td>(株)ロイヤルアイゼン</td> <td>松山市東長戸1丁目3-22</td> <td>089-924-8583</td> </tr> <tr> <td>(株)金城滋商事</td> <td>松山市南吉田町2222-1</td> <td>089-972-6688</td> </tr> </tbody> </table>	古紙問屋名(参考)	住所	電話番号	愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443	(株)カネシロ	松山市空港通5丁目7-2	089-973-2480	松山市北吉田町1293-1	故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1	089-976-4485	(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583	(株)金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688
古紙問屋名(参考)	住所	電話番号																		
愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443																		
(株)カネシロ	松山市空港通5丁目7-2	089-973-2480																		
	松山市北吉田町1293-1																			
故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1	089-976-4485																		
(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583																		
(株)金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688																		
○剪定枝などの木くず ○食品循環資源 (リサイクルできる生ごみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター</td> <td>松山市萩原乙24番地3</td> <td>089-995-0181</td> </tr> </tbody> </table>	処分先名	住所	電話番号	(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181													
処分先名	住所	電話番号																		
(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181																		

## ②処理業者との契約 <業者選定と契約>

産業廃棄物の処理を業者に委託する際には、排出するごみを処理することが  
 できる、許可のある業者を選定しなければなりません。



### 業者選定のポイント

- ・業者の許可証を確認し、排出するごみの種類が「事業の範囲」に含まれているか。
- ・業者の施設の实地確認等により、廃棄物の飛散流出等が無いのか。
- ・業者が行政処分の対象となっていないか。
- ・他社と比べて著しく料金が安い設定となっていないか。

産業廃棄物  
許可業者情報  
こちらで検索

松山市の許可業者 松山市HP [<https://www.city.matsuyama,ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者検索サイト

愛媛県の許可業者 愛媛県HP [<http://www.pref.ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の処理を委託する際には、法律でルールが決められています。

### 委託契約のポイント

- ・排出事業者は、収集運搬業者・処分業者それぞれと、書面にて契約を締結する。
- ・契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- ・契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。

### ③ごみの保管と引渡し <保管基準とマニフェスト交付>

#### ●廃棄物の保管基準

廃棄物は、収集運搬されるまでの間、適正に保管しましょう。

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける。
- ・廃棄物の飛散流出、地下浸透を防ぎ、悪臭や害虫が発生しないように適切な管理をする。
- ・右図のような表示を見やすい場所に設ける。

<表示例>

産業廃棄物保管場所	
名称	株式会社 OOOOO
所在地	松山市△△町××番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-000-XXXX
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)
最大の高さ	2.1m

60cm以上

60cm以上



※最大の高さは、屋外で容器を用いず保管する場合に表示

#### ●産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストとは、産業廃棄物の処理状況を管理するための書類で、**産業廃棄物を委託業者に引き渡す度に、排出事業者が交付**します。

複写式の紙伝票を利用する**紙マニフェスト**(右図)と情報処理センターにパソコンを使って情報登録する**電子マニフェスト**があります。



### 屋外の保管場所には **カラス対策** を!

カラス対策が不十分な場合、景観悪化・悪臭・ふん害等により、排出事業者の皆さまへの苦情につながる可能性があります。生ごみ等を処理業者に引き渡すまでの間は、カラス対策をしっかりと行いましょう。



<カラス被害の例>

カラスが、ネットのすき間からごみ袋を引っ張り出し、道路にごみを散らかしています。



ネットをかける際は、ネットの内側にすべてのごみ袋を入れ、重りで押さえるなど、地面とのすき間ができないようにしましょう。



### ④マニフェストの管理 <処理状況の確認や保存・報告義務等>

#### ●マニフェストによる処理状況の確認

委託業者から送付されるマニフェストで、処分が完了したことを確認し、マニフェストは送付された日から**5年間保存**してください。



排出事業者

#### ●マニフェストの報告（松山市長への報告は、**排出場所が松山市内のものに限る。**）

前年度（4月1日から3月31日まで）に、1枚でもマニフェストを交付した事業者は、6月30日までに、その交付状況等を市に報告する義務があります。

# 水銀を含む廃棄物の処理方法が 平成29年10月1日から変わりました！



## ●対象となる廃棄物

### 水銀使用製品産業廃棄物

- ① 水銀を含む蛍光灯、ボタン電池、水銀体温計などが廃棄物となったものなど
- ② ①を材料や部品とした組み込み製品（例：水銀電池が入った補聴器）
- ③ 水銀が使われている表示がある水銀使用製品



蛍光灯（直管形・電球形）



ボタン電池



水銀体温計

## ●水銀を含む廃棄物の処理時のポイント

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を受けた収集運搬及び処分業者に委託すること。
- ・委託契約書の廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。  
（なお、H29.10.1以前に締結した契約書は変更する必要はありません。）
- ・マニフェストの産業廃棄物の種類欄や備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることと、その数量を記載すること。
- ・保管する際は、割れたり他の廃棄物と混ざったりしないよう仕切りを設けるなどすること。

詳しくは、  
こちらで検索

- 松山市HPで検索 [https://www.city.matsuyama.ehime.jp/]
- 環境省HPで検索 [http://www.env.go.jp/]
- 日本照明工業会HPで検索 [http://jlma.or.jp/]

水銀を含む廃棄物	検索
水銀廃棄物 ガイドライン	検索
水銀使用ランプ	検索

# 不法投棄や野外焼却等は犯罪です！



不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託は、生活環境へ影響を与えるおそれがあるため、重い罰則が設けられています。**絶対にしないでください!!**



不法投棄



野外焼却



無許可業者への委託

## 罰則

**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方**  
さらに、**法人の場合は、3億円以下の罰金**（無許可業者への委託は1,000万円以下の罰金）

# 古いビルをお持ちの皆さまへ！！ PCBを含む照明器具がありませんか？



PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称であり、毒性や慢性的な摂取による健康被害が報告されています。高濃度PCBを含む安定器の処分期間は平成33年3月31日までと、残りわずかとなっています。昭和52年3月以前に建設されたビルをお持ちの方で、次の照明器具がある場合は、電気主任技術者等に確認を依頼してください。

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。



## PCBが含まれる電気機器の例（照明器具を除く）



トランス(変圧器)



コンデンサ(蓄電器)



## PCB廃棄物の処分期間と処分先

PCB廃棄物の処分期間、処分先については、次のとおりです。

	高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物等)	低濃度PCB廃棄物
PCBの濃度	5,000mg/kg超	0.5超～5,000mg/kg ※低濃度のうち微量は、 数mg/kg～数十mg/kg
処分期間	平成33年3月31日まで	平成39年3月31日まで
処分先	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)北九州PCB処理事業所 ※申込み手続きについては、JESCO HPをご覧ください。 <a href="http://www.jesconet.co.jp/index.html">http://www.jesconet.co.jp/index.html</a>	無害化処理認定施設等 ※無害化処理認定施設等の詳細については、 環境省HPをご覧ください。 <a href="http://www.env.go.jp/">http://www.env.go.jp/</a>

☆PCB廃棄物は、定められた期間内に必ず処分しなければなりません。

☆現在使用中の機器も期間内に使用を終え、処分する必要があります。

※期間内に処分せず、改善命令に違反した場合は、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰則規定が設けられています。

## 保有事業者の義務

### ●保管・処分状況等の報告

PCB含有機器を松山市内で保有する事業者は、市に届出が必要です。

### ●保管する際の基準

PCB廃棄物の保管場所であることを表示するなど、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、保管してください。

松山市 ホームページ

PCB廃棄物の  
保管・処理方法



詳しくは、  
松山市HPで検索

PCB廃棄物

検索

# 建設業の下請業者の皆さまへ!! ごみの収集運搬には許可が必要です!



建設工事に伴うごみは、**元請業者に処理責任**があります。

廃棄物収集運搬業許可のない下請業者は、元請業者からごみの処理を頼まれても運ぶことはできません。もし、無許可の下請業者がごみを運べば、**元請業者は委託基準違反**、**下請業者は無許可営業**の罪に問われる場合があります。

不適正

× 廃棄物収集運搬業許可がない下請業者に委託

【違反内容】  
元請業者A：委託基準違反  
下請業者B：無許可営業

【罰則】  
5年以下の懲役 もしくは  
1000万円以下の罰金  
またはこの両方

ごみを持って帰って!

下請業者がごみの収集運搬を行うには**廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。  
元請業者が運搬するか、もしくは廃棄物収集運搬業許可のある業者に収集運搬を委託しましょう。

適正

◎ 廃棄物収集運搬業許可がある下請業者に委託

＜正しい方法＞  
・元請業者自らが収集運搬  
・許可のある下請業者が収集運搬  
・下請業者以外の許可業者が収集運搬

## 元請業者の皆様へ！建物解体の場合に注意！

- ・建物の所有者や入居者が**残した家具等**は、**所有者等の責任**で処理しなければなりません。
- ・残した家具等は、解体工事に伴う廃棄物ではないため、**元請業者の廃棄物**として処理することはできません。解体前に家具等が無いことを必ず確認しましょう。

## お問合せ先

**松山市役所 環境部 廃棄物対策課**

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市 HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

事業系ごみ適正処理について  
さらに詳しい情報はこちら!!

松山市 ホームページ

ごみ分別  
はやわかり帳  
【事業者用】

